

令和6年第1回
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年1月26日 開会
令和6年1月26日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第1回定例総会

[令和6年1月26日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 現況証明願について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第9 議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第10 議案第8号 令和6年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について
日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第12 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第13 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第14 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 現況証明願について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

日程第9 議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

日程第10 議案第8号 令和6年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

日程第13 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

日程第14 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	埜 博光君	10番	菅井 亘君
2番	高野 尚夫君	11番	鶴田 英樹君
3番	青木 勝照君	12番	長谷川 隆君
4番	石川 馨君	13番	山口 忠栄君
5番	伊藤 孝洋君	14番	小沼 祐君
6番	柳 橋 泰君	15番	込山 祐一君
7番	入江 保夫君	17番	佐藤 清章君
8番	長谷川 愛子君	18番	田山 悦子君
9番	國谷 博隆君	19番	永田 良夫君

欠席委員

16番 大橋 正義君

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷 清二君
農業委員会事務局主査	廣瀬 美和子君
農政課農政企画室係長	川上 智昭君
農政課農政企画室主幹	石川 望君

午後1時31分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまから令和6年第1回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により9番國谷博隆委員、並びに10番菅井 亘委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

暫時休憩といたします。

午後1時36分休憩

午後1時40分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番。

○1番（塙 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

1月19日、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。申請事由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線才木交差点を城里方面に1キロメートルくらい行った左側のところでした。申請の詳細ですが、譲受人は農業経営規模拡大のため、譲渡人は自分で耕作管理できないため、相手の希望に応じたいとのことです。譲り受けた水田には水稻を作付する

とのことです。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

1月21日8時30分より、指名調査委員2名と受人の立会いの上、現地調査を行いました。届出人、届出場所、届出等については、議案書のとおりでございます。

申請場所は、小原踏切から五平のほうへ、南のほうに約500メートルぐらい行ったところの小原の集落排水処理施設の脇の水田です。この水田は従叔父からの贈与です。従叔父は遠方に住んでおり、高齢化により農業ができないので従甥に譲るといことです。規模拡大をすることです。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 申請番号3番について、調査結果を報告いたします。

1月20日、指名調査委員及び推進委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線の愛宕山入り口の十字路を愛宕山に向かい、山根池下池の南側の十字路を右に曲がり、巴川の川沿いを150メートルぐらい行った右側の土地です。譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大です。譲渡人は、耕作が困難なため相手の要望に応じることです。

農業従事者は4人で、トラクターや軽トラを所有しています。申請地の作物は、花木の野バラです。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4、5及び6について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 申請番号4から6について、調査の結果を説明いたします。

まず初めに、申請番号4を説明いたします。

1月22日9時から、指名調査委員2名と推進委員2名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所ですが、上押辺公民館から南に1キロほど行ったところに野口池があります。その池の手前50メートルの水田と、もう一筆は、ここから700メートル離れた上押辺専用のふじやま運動公園があります、そこから50メートルほど行った水田です。譲受人の申請事由は経営規模拡大として、譲渡人の申請事由は、以前から作業を委託しており、今後は譲り渡

したいとのことでした。

この申請につきましては、耕作を目的とした所有権の移転であり、農機具等、労働技術等についても適正と認められます。よって、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号5番について、調査の結果を説明いたします。

同じく1月22日9時半より、指名調査委員2名と推進委員2名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、上押辺公民館から岩間工業団地方面へ200メートルほど行ったところを、左に200メートル入ったところの畑です。譲受人の申請事由は耕作地を確保し、規模拡大としたいということです。譲渡人の申請事由ですが、3名ほどいまして、この地域は以前ゴルフ場の予定地となっており仮登記が設定されていましたが、それらの和解が完了したので、現在耕作をしている方へ譲り渡すとのことでした。

この申請ですが、やはり耕作を目的とした所有権の移転であります。そのほか関係書類等も完備しており、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号6について、調査の結果を説明いたします。

1月22日9時半より、指名調査委員2名と推進委員2名、代理人立会いの上、現地の調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地ですが、先ほどの申請番号5番とほぼ同じ場所でありまして、譲受人の申請事由は耕作地の拡大ということです。譲渡人の申請事由ですが、先ほどと同じ3名ほどいまして、3人とも、ゴルフ場の仮登記が和解したこと及び相続登記が完了したとのことですので現在耕作している方へ名義を変えるということです。取得後の申請地の利用計画ですが、ツツジの苗を作付するということです。

この申請につきましても耕作を目的とした所有権の移転であり、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類等についても完備されておりますので、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の1から6につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1について、調査の説明をいたします。

1月22日9時から、指名調査委員全員と代理人立会いの上、現地を確認してまいりました。申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間ポレポレショッピングセンターすぐ近くの赤坂の整備されている区画の一つでございます。権利移転の内容は贈与です。譲受人は、現在お住まいの家を平成15年に建設する際に、隣接する譲渡人の土地に外構ブロックの基礎部分を越境させていました。今回、譲渡人が土地の売却時に発覚いたしました。建てた塀を壊すわけにもいかず、贈与ということとなりました。20センチぐらいで縦が家の1個分ぐらいでございます。始末書を添付してあります。

隣接地への農地への影響はございません。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

1月19日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人と申請地については、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に5キロほど進みまして、県道真端水戸線の十字路を左折し、北に200メートル行ったところを右折して、さらに200メートル行ったところの市道沿いでございます。申請人は高齢のため耕作することが難しく、耕作放棄地になっている状態です。そこを、この受人のからの要望により、売買での所有権移転になりました。

この敷地は、南側が道路、西側が畑、東側も畑、北も畑になっております。設置条件として、埋立て等を行わず、また隣接の耕作地に影響はないように設置される予定でございます。また、除草等も定期的に行って管理を行っていくという計画でございます。

以上のことで、問題は特にございません。審議のほうよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号3につきまして、御報告いたします。

1月22日、指名調査委員全員と渡人及び届出人代理人の立会いの下、現地調査を行いました。申請所在、譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。権利の移転は使用貸借で、譲渡人、譲受人は親子関係です。

申請場所は、本戸地区にあります泰榮電器工場の西側、約50メートル進んだ畑です。

本件につきましては、昨年9月に申請があった農振除外の案件です。転用理由は、現在住んでいるところが築90年以上の住宅に住んでおり、住宅も非常に劣化激しく、リフォームの工事は費用が多くかかるため、現在の住居、土地を売却し、新たな土地に住宅を建築するとのことです。

隣接地の日照及び耕作への影響は、特段問題はないと思います。隣接状況は、東、南側が畑、西側が市道、北側が宅地になっております。取水計画は、上水道は受水、排水は合併浄化槽により敷地内処理で処理をするということです。なお、雨水は敷地内浸透で対応するとのことです。

また、関係書類もそろっており、許可相当と判断してきました。御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号4について、調査の結果を報告いたします。

1月21日午前8時45分より、指名調査委員2名と申請地を調査してきました。なお、代理人は電話にて確認をいたしました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市道1級5号線の原坪公民館のすぐ東側にありました。申請事由は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、現在アパートに住んでいて手狭なため、実家に近い市内に自己用住宅を建築するということです。譲渡人は、受人の希望に応じるということです。

隣接状況は、東側畑、西側宅地、南側畑、北側宅地です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響を及ぼす農地はありませんでした。取水は公共水道、排水は集落排水へ、雨水は宅地内浸透処理です。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろ

しく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 申請番号5番について、調査結果を報告いたします。

1月20日、指名調査委員及び推進委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、愛宕神社入り口の手前の丁字路を右に曲がり、岩間梨選果場から100メートルぐらい行った丁字路の左側の角地です。譲受人の申請理由は、自己住宅建設のためです。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水は公共水道を使用し、雑排水は合併浄化槽を使用します。雨水は敷地内自然浸透です。隣接地への日照、通風、騒音等の影響はありません。計画面積は、形状、配置などから判断し、必要最小限の面積と考えます。権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の3及び5につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号1、現況証明について、調査の結果を報告いたします。

1月22日に、指名調査委員全員にて現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のワンダーグー友部店の北側です。

この申請は、令和5年4月12日に特定建築条件つき売買予定地として農地法第5条第1項の規定により許可を得たものです。申請地が許可の目的どおりに転用行為が完了していることを確認してまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、7ページから14ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が15件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が13件となります。合計28筆、6万5,535平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書7ページから14ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することの御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページから21ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が12件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が7件、賃貸借権の設定が5件となります。合計24筆、3万3,730平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15ページから21ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページから23ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が6件となります。

権利関係は、賃貸借権の設定が6件となります。合計18筆、4万9,276平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書22ページから23ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、番号4について審議いたします。審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号の4について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号4は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く5件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く5件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く5件について、原案どおり決定されました。

次の日程第9、議案第7号は、農政課職員が説明のため入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

を議題といたします。

番号の1について、農政課より説明願います。

○農政課農政企画室主幹(石川 望君) 笠間市農政課の石川と申します。私のほうから、農業振興地域整備計画の変更申請案件について御説明させていただきます。

今回は、除外案件2件となっております。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

初めに、案件2のほうから御説明させていただきます。右上に「案件2」と記載の資料のほうを御覧ください。

変更申請書より御説明いたします。

こちらの申請は、農振農用地区域からの除外案件となっております。事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおり、事業計画者と土地所有者の関係は他人となります。事業計画地は、記載のとおり、一部分筆する計画となっております。

続いて、利用目的につきましては、2ページ目を御覧ください。利用目的は自己用住宅となります。現住居付近一帯が土石流災害警戒区域に所在しているということ、また建物の老朽状況や家族の状況等を踏まえまして、申請地での自己用住宅建築を計画しております。

前のページに戻っていただきまして、続いて土地の選定理由でございますが、こちらは当初、自己所有地及び実父の所有地について検討しておりましたが、耕作中であることや狭小であることなどの理由により適当な用地が見つからず、その中で申請地の所有者より譲渡の承諾が得られたということから当申請地を選定しております。

また、詳細な計画等については、3ページ、御確認いただければと思います。

続いて、事業内容に関しまして、関連資料を用いて御説明をさせていただきます。

4ページ、5ページ、こちらが位置図及び付近状況図となっております。計画地は、JR水戸線、福原駅の南側でございます。

続いて、6ページが土地利用計画図、7ページから9ページ、申請地及び隣接地の公図、隣接地の状況を記載した公図の写しでございます。

10ページが、今回分筆となっておりますので、求積図を添付しております。

11ページから13ページが、事業計画図、平面図、立面図等となります。

14ページが申請地の土地の登記簿、15ページが隣接筆の所有者の同意書、16ページから25ページが代替地の検討確認書及び関連資料となっております。

申請地以外におきまして、事業計画者及び計画者実父所有の土地について検討しましたが、接道要件を満たさないこと、狭小であること、また土石流警戒区域に指定されていることなどから、適当な土地がなかったため本申請地を選定しております。

26ページ、27ページ、委任状となります。今回、諸事情により1月18日付で代理人が変更となっているため、代理人2名分の委任状を添付しております。

最後に、27ページから31ページ、現地確認写真及び農振農用地区域図を御確認いただければと思います。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

農振除外の要件でございますが、申請地はほかに代替えすべき土地がないこと、地域計画内で担い手が特定されておらず、また確保も見込まれていないことから、地域計画の達成に支障を及ぼさない、農振農用地の縁辺部にあるため変更後の農用地区域の連担性が保たれるとともに、農地の集団性が損なわれるおそれはないことから、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさない、以上のことから要件を満たしていることを確認しております。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号1につきまして、御報告いたします。

1月22日、調査委員全員と届出人代理人の下、現地を確認しました。調査場所、届出人、所有者は、議案書のとおりです。

調査場所は、笠間市立稲田小学校の前の道を、北関東高速道路笠間西インターに向かう途中の右側の畑です。利用目的は自己住宅の建築で、面積が1,835平米ありますけれども、分筆し、495.88平米が今回の申請の土地となります。

選定した理由は、先ほど農政課の方が御説明したとおり、現在の住居が笠間市のハザードマップで土石流災害警戒区域に指定されており、家も老朽化しているが新築もできないとのこと。なお、笠間市のホームページでハザードマップを確認しますとナンバー73のところになります。

この地区は、もともと13戸あったのですが、現在7戸が生活をしています。そのうち6戸につきましては、住居が建てられないということで、ほかの地域に移転をしているという状況です。

家族構成ですが、両親、本人夫婦、子供が3人、計7名で生活をしているため、住居のスペースも狭いことから建て替えを考えているということです。しかし、両親については、農機具とかその他財産が今のところにあるということで保全管理も含めて、現在の住まいに当面は住むとのこと。ただし、将来的には子供のところに移転をする予定とのこと、そのためのスペースも確保しているということです。

また、この候補地を選んだ理由としましては、先ほど農政課の職員の方が御説明したとおり、自分の所有している土地につきましては、ちょうど山と山の境、くぼ地になってまして、畑がその台地になっているということ、そしてその畑には枝物の栽培をしているということ。それと水田は親たちが作っているんですけども、もう狭くて機械もなかなか入れない変形したところなので、住宅候補としては選定ができないという状況です。そ

れに伴って、周りの土地もなかなか条件にあうところがなかったということで、今回の申請地を選定したとのことでした。

申請地は農用地区域内の縁辺部のところにあり、地目は畑です。また、基盤整備をしてもう30年近くたつたすけれども、一度も作付しておらず、年に四、五回草刈りを実施し、保全管理されている状況です。

それらを踏まえると、申請者の安心安全、財産の保有、生命の安全というのは、もう何十年か前に川が氾濫をして敷地内で床下浸水になってしまったという経緯も含めると、今回の申請はやむなしというように判断されます。

以上、報告を終わりにします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、農政課より説明願います。

○農政課農政企画室主幹（石川 望君） 続きまして、番号2について説明させていただきます。

右上「案件1」と記載の資料のほうを御確認ください。

こちらの申請につきましても、農振農用地区域からの除外案件となっております。事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は売買関係でございますが、親族でございます。事業計画地は記載のとおりでございます。地目は畑、面積は947平米となっております。

利用目的及び土地の選定理由につきましては、2ページ目、左側を御確認ください。

利用目的は資材置場となっております。申請者は、申請地の道路を挟んで南側にて事務所と作業場を構えており、建設業を営んでおります。現在は、申請地の東側に約1,000平米の土地を賃借により資材置場として利用しておりますが、地権者からの土地の返還要望があったことから、移転が必要となり、本計画に至っております。

土地の選定理由につきましては、事務所と作業場の近くの土地を検討したところ、親族から売買により申請地の譲渡が可能になったことから、選定をしております。

また、事業計画については2ページ目、右側となっております。

続いて、事業内容に関しまして、関連資料を用いて御説明いたします。

3ページから4ページが、位置図及び付近状況図でございます。計画地は、国道355号線の旧道沿い、石岡健康センターへの入り口を右折し、500メートルほど進んだところがございます。

5ページ目が土地利用計画図及び事業計画図、今回、パイプ及びサポート、ベニヤ板等の建設資材を配置する計画となっております。南側が作業場、事務所となっております。

続いて、6ページから7ページが、公図及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

8ページが土地の登記簿、9ページが、事業計画者が法人のため法人登記簿を添付して

おります。

10ページ、申請地の売買契約書、11ページから12ページ、隣接筆の所有者の同意書、13ページが石岡台地土地改良区からの意見書、15ページから22ページ、代替地の検討確認書及び関連資料でございます。

今回、申請地以外におきまして、事業計画者の代表者の土地につきまして検討しておりますが、作業場から離れていることから作業上の支障が生じるため、本申請地を選定しております。

23ページに、御参考までに、現在の資材置場についての返還要望書を添付しております。

24ページから29ページが、現資材置場及び申請時の状況の写真となっております。

30ページが委任状、最後に31ページから33ページが、現地確認写真及び農振農用地区域図となっております。

今回の計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の要件でございますが、申請地はほかに代替えすべき土地がないこと、計画地、地域計画内で担い手が特定されておらず、また確保も見込まれていないことから地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、農振農用地の縁辺部にあるため変更後の農用地区域の連担性が保たれるとともに、農地の集団性が損なわれるおそれはないことから、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさない、以上のことから要件を満たしていることを確認しております。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の2について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○13番（山口忠栄君） 調査番号2番につきまして、調査結果を御報告いたします。

1月20日に、指名調査委員及び推進委員と現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、旧八幡碎石進入路を碎石場に向かい700メートル行ったところの五差路の十字路を直進し、100メートルぐらい行ったところの右側の土地です。申請人の事由は、賃借していた資材置場1,000平米が返還要望により移転の必要があったためです。事業計画は、パイプ置場及び型枠加工場です。

除外した場合に、農用地としての残地の影響は、不整形などのために残地への影響は少ないと見てまいりました。残地での共用施設の影響は、共同施設はないため問題ないと思います。農地集積の影響は、不整形などのために農地集積への影響は少ないと見てまいりました。計画面積は、形状、配置等から判断して必要最小限の面積と考えます。

事業計画どおり実施した場合の付近の農地への影響は、雨水は敷地内浸透、日照、通風、騒音については、影響はないと見てまいりました。

以上の調査結果から、農振農用地区域から除外することにやむを得ないと判断いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1及び2については、農用地区域から除外することはやむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1及び2は農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） それでは、当農業委員会の意見について御説明申し上げます。

番号の1につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分ですが、JR福原駅の改札口の周囲おおむね300メートル以内の区域であることから、第三種農地であると判断されます。

意見としましては、意見書に記載された利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選定し、申請することがやむを得ないものと認められるとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

番号の2につきましては、農用地が除外された場合の農地区分ですが、第一種農地であると判断されます。

意見としましては、農地法施行規則第33条第1項第4号の規定により、申請に係る土地の周辺において、事務所、作業所を有し、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外規定に該当することから、本農地を選定し、申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 4 8 分休憩

午後 3 時 0 6 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第 8 号 令和 6 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第 8 号 令和 6 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第 8 号 令和 6 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について御説明いたします。

本日午後12時30分から運営委員会を開催いたしました。県の最低賃金、近隣市町の状況及び燃料、電気料金の高騰などを中心に御審議いただきました。

その結果、昨年から変更になったところは、人力作業の場合の三つの作業について、茨城県の最低賃金957円から算出して400円の値上げといたしました。

燃料、電気料金等の高騰対策につきましては、免税軽油利用者とそうでない方、大型機械での作業効率化などにより一律に上乘せできないことなどを考慮し、当事者間での話し合い、相対取引により決定していただくこととなりました。

また、標準額につきましては、参考額であること、圃場の条件や燃料、電気料金など、これによらない場合は、当事者間で調整することを上段に強調表示してございます。

運営委員会の結果は、以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

意見はなしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 8 号 令和 6 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 8 号は原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、26ページから39ページになります。

番号1は、耕作者が自作地以外の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

30ページになります。

番号2は、担い手が見つからないため、合意を解約するものです。

31ページになります。

番号3は、賃借人が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

32ページになります。

番号4は、売買のため合意を解約するものです。

33ページになります。

番号5は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

34ページになります。

番号6は、耕作者より返還を受けたため自作することから、合意を解約するものです。

番号7は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

35ページになります。

番号8は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

36ページになります。

番号9は、贈与のため合意を解約するものです。

番号10は、農地集約のため合意を解約するものです。

37ページになります。

番号11は、農地集約のため合意を解約するものです。

番号12は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

38ページになります。

番号13は、道路用地として買収されるため、合意を解約するものです。

番号14は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

39ページになります。

番号15は、道路用地として買収されたため、合意を解約するものです。

番号16は、贈与のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、40ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和5年12月13日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年12月26日火曜日午後3時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、県立中央病院前の信号から県道友部内原線を水戸方面へ約630メートル進み、ひたち野ゴルフセンター入り口から約150メートル手前の丁字路を左折し、約20メートル先の丁字路を右折、約60メートル先の丁字路を左折し、約160メートル進んだ右側にありました。現地の状況ですが、昭和57年1月に農地法第5条の許可を受けており、宅地の敷地であったことから、水戸地方法務局へは12月26日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1から12について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号1から12については、同一地域のため一括報告いたします。

申請地の表示、届出人、事業期間は、議案書のとおりです。

土地改良の目的は、湿田解消が13筆、田畑転換が7筆、低地解消が2筆の計22筆となっています。

改良場所は、南山スポーツ公園前の道路をカントリークラブザ・レイクスに進行した途中の左側と、セキスイハイム工業南側のところ、涸沼川の東側のところの3か所です。

埋立てする土地につきましては、地区内の池の沈殿した土を活用し、それぞれの圃場に埋立てするとのことです。埋立ての方法は、表土を取り除き、かさ上げをした後、表土を

戻す方法で処理するとのことです。

工事完了後の畑につきましては、野菜、栗を栽培するとのことです。

以上が現地確認をした結果、特に問題がないと判断してきたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号1について、調査結果を報告いたします。

1月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、平沢ガソリンスタンドから西に500メートル、北に200メートルです。

現地を確認したところ、農地改良が適切に行われたことを確認しました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第1回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時17分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

9 番 委 員

10番 委 員